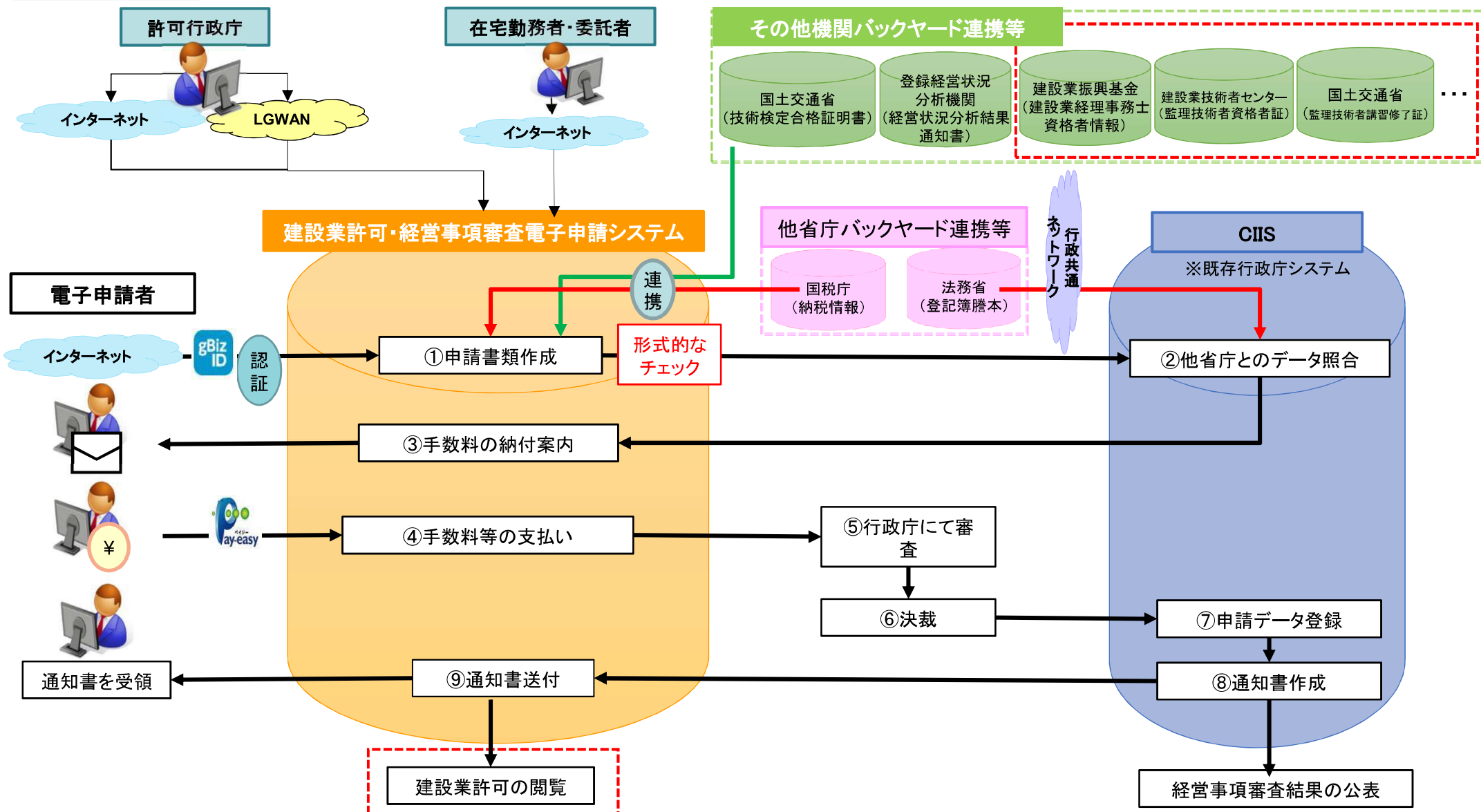


建設業許可・経営事項電子申請システムの概要

電子申請の導入目的

- 建設業の働き方改革推進の一環として、申請者・許可行政庁の事務負担を軽減し、生産性の向上を図る。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえ、非対面での申請手続を行うことができる環境を整備する。

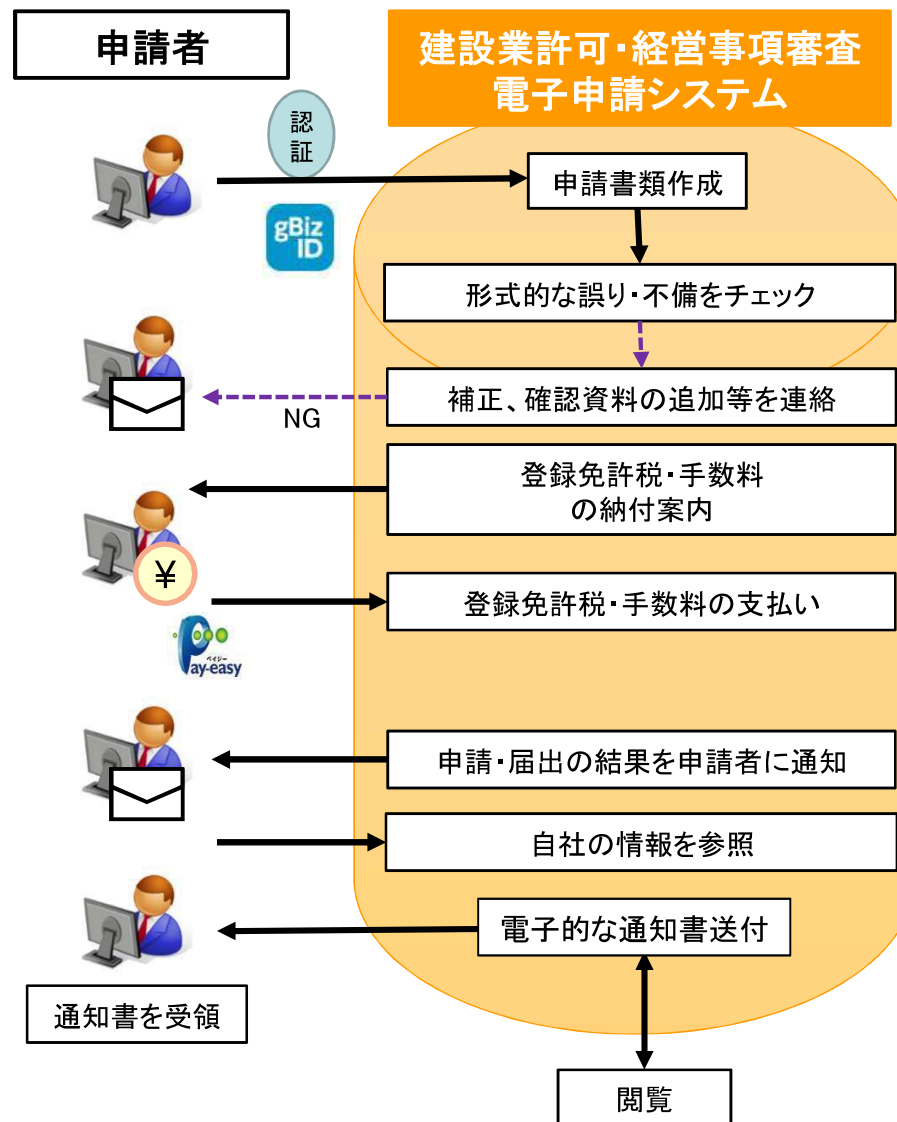


■ 建設業許可・経営事項審査の電子申請システムにおいては、以下の申請手続等について電子的に行える。

建設業許可関係	許可申請 (新規許可、許可換え、般特許可、業種追加、更新)	令和5年1月運用開始
	変更等の届出 (事業者の基本情報、経営業務管理責任者、営業所の専任技術者、 営業所の代表者等)	
	廃業等の届出	
	決算報告	
	許可通知書等の電子送付	
経営事項審査関係	経営事項審査申請(経営規模等評価、総合評定値)	令和5年1月運用開始
	再審査申請(経営規模等評価、総合評定値)	
	結果通知書等の電子送付	

認証	<ul style="list-style-type: none"> 「GビズID」による認証
申請書類作成	<ul style="list-style-type: none"> 各種申請書様式の画面入力による作成（過去の申請データの引用、各種申請書類作成ソフトにて作成されたデータの取込み機能も整備） 様式のない申請書類のアップロード 各種チェック（各項目・関連項目のエラーチェック、申請書類不備・不足チェック、バックヤード連携チェック） 各種申請書類の出力
手数料納付	<ul style="list-style-type: none"> Pay-easyによる納付 納付の案内 納付状況の管理
受付状況管理	<ul style="list-style-type: none"> 受付状況の管理（「作成中」「受付待」「受付：納付待」、「審査中」、「審査済」「発行済」等） エラー内容の通知 取下げ
申請履歴管理	<ul style="list-style-type: none"> 過去の申請情報の参照
連絡・通知	<ul style="list-style-type: none"> 行政庁からの連絡、通知等の表示
通知書出力	<ul style="list-style-type: none"> 許可通知書、経審結果通知書等を出力

● 申請者の主な要望等を踏まえ、左記の機能を付与。



■現時点の想定

●他省庁

連携情報		連携先	連携対象	連携時期	備考
登記事項証明書		法務省	大臣・法人	R5.1～	知事許可の連携は調整中
納税情報	法人税/所得税	国税庁	大臣・法人/個人	R5.1～	
	消費税/地方消費税	国税庁	大臣/知事・法人/個人	R5.1～	
	事業税	都道府県	知事・法人/個人	調整中	

●その他機関

連携情報	連携先	連携対象	連携時期	備考
技術検定合格証明書	国土交通省	全て	R5.1～	
経営状況分析結果通知書	登録経営状況分析機関	全て	R5.1～	
監理技術者資格者証	(一財)建設業技術者センター	全て	R5.4～	
監理技術者講習修了証	国土交通省	全て	R5.4～	
建設業経理士登録証	(一財)建設業振興基金	全て	R5.4～	
建設業経理士CPD講習修了証	(一財)建設業振興基金	全て	R5.4～	

証明書等の手数料のお支払いに

キャッシュレス決済

をご利用いただけます！



クレジット / デビットカード



電子マネー



※ PiTaPaを除く

コード決済



- ◆ 決済時にレシートは発行されますが、**領収書の発行はできません。**
- ◆ 電子マネーのチャージ(入金)はできません。

証紙廃止に係るスケジュール



経営事項審査における J C I P 利用のメリット

(1) 予約が省略できます

これまで、埼玉県では経営事項審査申請にあたり、事前に「スマート予約システム」での予約が必要ですが、J C I Pによる申請の場合はこれを不要とします。

(2) 結果通知書が早く発行されます

経営事項審査の結果通知書の発送について、郵送申請の場合、申請受付から発送まで約12営業日を要していました。電子申請の場合は、手数料の納付が確認できてから発送までの期間は、約7営業日となります。

ただし、申請状況によっては通知書の発行が前後することもありますので、予めご了承ください。

(3) 一部の確認資料が省略できます

J C I Pによる申請は次の書類の提出を省略することができます。

① 消費税の納税証明書

(e-Tax認証により納税情報を取得できる場合に限る。マニュアル 130~140頁)

② 技術検定合格証明書 (資格について資格番号を入力した場合に限る)

③ 経営状況分析結果通知書

認証キー (通知書右下に記載された16桁の数字) を入力してJ C I Pへの取込みができる場合に限ります。取り込みできない場合は、確認書類として添付してください。

(マニュアル 313頁)

④ 監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証

⑤ 建設業経理士登録証

⑥ 登録建設業経理士CPD講習修了証

⑦ 変更届出書 (決算報告書) (J C I Pにより提出した場合に限ります)

工事経歴書に記載した工事の契約書等は、提出の省略はできません。

※ 上の①~⑥の書類は、J C I Pの行政庁間のバックヤード連携によって提出の省略が可能になります。バックヤード連携の不具合等によっては、提出を求める場合もありますのでご了承ください。